



余市町住民税均等割のみ課税世帯物価高騰 支援給付金（10万円/1世帯）について

- この給付金は、国の決定を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。(差押禁止及び非課税の給付金となります)
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円(1回のみ)

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を
受理した日から概ね3~4週間後が目安です

支給対象と支給手続き

基準日(令和5年12月1日)において、余市町に住民登録があり、
「令和5年度住民税均等割のみ課税(令和4年分の収入が対象)」である世帯

- 住民税均等割のみ課税世帯とは？

世帯の全員が住民税所得割が課税されていない方のみで構成される世帯

- ※世帯の全員が、住民税が課されている者から扶養を受けている場合等は支給対象となりません
- ※住民税非課税世帯、家計急変世帯は支給対象ではありません
- ※上記の場合以外にも支給対象外となる場合があります



返送が必要です

申請期限：令和6年8月30日(必着)

- ※本給付金の対象と思われる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた「確認書」を送付しています。内容を確認し、同封の返信用封筒で返信してください(切手不要)

※こども加算給付金に該当する世帯は、確認書中に「こども加算対象児童」として対象児童を印字しています。

こども加算給付金の詳細については、裏面をご確認ください。



余市町低所得世帯こども加算給付金について

※支給対象となるのは①・②のどちらにも該当する世帯となります。

- ①令和5年度余市町住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金(1世帯10万円)の確認書による支給対象世帯
- ②基準日(令和5年12月1日)時点で、同一世帯に平成17年4月2日以降に生まれた児童がいる世帯

※令和5年12月2日以降に生まれた児童、または別の世帯で扶養している児童がいる世帯は、別途申請が必要となります。

※支給対象外となる場合

- ・すでに他の自治体から同等の給付金を受給している場合
- ・基準日時点で施設に入所している児童(住民票を移していない場合も含む)
- ・児童のいる世帯が住民税所得割課税世帯の場合 など

※支給額は、一人あたり5万円となります。



給付金の支給手続きについて



【A】支給対象①・②に該当する世帯

確認書の返送が必要です

該当と思われる世帯には「確認書」を送付しています。内容を確認し、同封の返信用封筒で返信してください(切手不要)

【B】支給対象①に該当し、次のいずれかの世帯

- ・令和5年12月2日以降に生まれた児童がいる世帯
- ・別世帯で扶養している児童がいる世帯

申請が必要です

※申請期限 令和6年8月30日(必着)

- ・申請書を福祉課へ提出してください。
- ・別世帯で扶養している児童がいる場合、「別居監護申立書」の提出も必要です。

【C】上記、A・B以外の世帯で、本給付金の支給対象と思われる世帯

詳細につきましては、福祉課までお問い合わせください。

本給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



お問い合わせ

余市町役場民生部福祉課(物価高騰支援給付金 / こども加算給付金 窓口)



0135-21-2120

受付時間 平日9:00~17:00

個別の課税状況等に関して、お電話でのお問い合わせには回答できません